

議案第73号

交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

交野市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年10月9日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、当該法令違反の内容を利用者等に公表したいため。

交野市火災予防条例の一部を改正する条例案

交野市火災予防条例の一部を改正する条例

交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第71条の2 消防長又は消防署長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。